

## 元離宮二条城本丸御殿電子チケット受付等に係る 電子機器の調達に関する受託候補者選定に係る募集要項

元離宮二条城本丸御殿電子チケット受付及び購入履歴確認に係る電子機器の調達に関する受託候補者の選定に当たり、プロポーザル方式による選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

### 1 事業目的

本市では、令和6年9月1日から元離宮二条城本丸御殿を一般公開するため電子チケットを販売する。

電子チケット購入希望者は、本市が販売委託している電子チケット販売サイトにアクセスし購入する。観覧当日は、受付職員が販売委託業者の受付アプリを事前にインストールしたスマートフォン端末により、電子チケット購入者が提示したQRコードを、本丸御殿で読み込むことにより受付処理を行う。また、電子チケット購入者のスマートフォン等にQRコードが表示されないなど、受付職員による購入履歴の確認用として、タブレット端末を使用する。

本業務は、電子チケットの受付及び購入履歴確認のため、スマートフォン端末及びタブレット端末を調達することを目的としている。

### 2 事業内容等

#### (1) 件名

元離宮二条城本丸御殿電子チケット受付及び購入履歴確認に係る電子機器の調達等

#### (2) 契約期間

スマートフォン端末、タブレット端末及びその周辺機器のリース契約とし、契約期間は契約の日から令和9年2月28日までとする。

#### (3) 事業内容

別紙1「仕様書」のとおり

### 3 契約等上限額

#### (1) 初期費用等上限額

金77,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

スマートフォン端末5台、タブレット端末2台及びその他周辺機器のリース契約における全ての初期費用とする。

#### (2) 月額通信費等上限額

ア スマートフォン端末

金5,500円／1台・月（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

スマートフォン端末及びその周辺機器の基本通信料、端末補償料（故障、破損、紛失）及び請求書発行費等を含む運用に必要な全ての月額費用とし定額制とする。

イ タブレット端末

金11,000円/1台・月（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

タブレット端末及びその周辺機器の基本通信料、端末補償料（故障、破損、紛失）及び請求書発行費等を含む運用に必要な全ての月額費用とし定額制とする。

#### 4 応募資格

##### (1) 応募者の資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次のアからカの要件を全て満たさなければならない。

ア 本市の競争入札参加有資格者であること。

イ 応募者の公募開始日から開催結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 団体又はその代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

##### (2) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外する。

ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合

ウ その他不正行為があったと認められる場合

#### 5 スケジュール

令和6年 6月 3日（月）公募・現地調査・質問受付開始

6月 7日（金）質問書提出期限（午後5時（必着））

現地通信調査予約期限（午後5時）

6月11日（火）質問回答

6月13日（木）参加表明書提出期限（午後5時（必着））

6月17日（月）企画提案書提出期限（午後5時（必着））

6月27日（木）受託候補者の決定（予定）

7月 1日（月）契約（予定）

7月22日（月）スマートフォン端末、タブレット端末及びその周辺機器の納入  
期限

## 6 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書や企画提案書等を持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

### (1) 参加表明書等の提出

#### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 会社概要（様式2）

#### イ 提出部数

1部

#### ウ 提出期限

令和6年6月13日（木）午後5時（必着）

### (2) 企画提案書等の提出

別紙2「企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

#### ア 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 企画提案書記載事項確認書（様式3）
- (ウ) 見積書

#### イ 提出部数

正本1部、コピー5部の合計6部を提出すること。

#### ウ 提出期限

令和6年6月17日（月）午後5時（必着）

### (3) その他

#### ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式又は記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

#### イ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。  
ただし、公文書公開請求があった場合は、公開することがある。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。  
ただし、本市から要求した場合は、この限りではない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。
- (カ) 提案は1団体につき、1つとし、複数の提案は認めない。

## 7 現地通信調査

スマートフォン端末及びタブレット端末の機種を提案するに当たり、必要に応じて二条城内現地の通信状態の確認を行うことができる。

### (1) 調査できる者

参加表明書等の提出を検討している者とする。

### (2) 受付締切

令和6年6月7日（金）午後5時

### (3) 受付方法

元離宮二条城事務所（担当：遠藤・佐藤）に電話（075-841-0096）で日程調整を行うこと。

## 8 質疑受付

### (1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、「6 応募手続等」の参加表明書等の提出を検討している者とする。

### (2) 受付締切

令和6年6月7日（金）午後5時（必着）

### (3) 受付方法

様式4「質問書」により作成し、元離宮二条城事務所（担当：遠藤・佐藤）に電子メール（[nijojo@city.kyoto.lg.jp](mailto:nijojo@city.kyoto.lg.jp)）で問い合わせる。送信後、電話（075-841-0096）により担当者に受信確認を行うこと。

また、面談又は電話での質問は一切受け付けないが、本市から質問する場合は、この限りではない。

### (4) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和6年6月11日（火）までに、京都市情報館及び元離宮二条城ホームページに掲載する。

## 9 受託候補者の選定

### (1) 審査基準

別紙3「受託候補者選定基準」のとおり

### (2) 選定方法

提出に基づいて評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定し、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

ただし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、事業者を選定しない場合がある。

なお、評価点が60点以上であることを選定の条件とし、応募事業者が1事業者であった場合も、プロポーザルは有効なものとして扱う。

## 10 受託候補者の審査結果の通知

令和6年6月27日（木）までに、受託候補者の決定を行う。審査後、速やかに選定結果を京都市情報館及び元離宮二条城ホームページにて公開する。内容は以下のとおり。

- (1) 受託候補者名及びその他の提案者名
- (2) 受託候補者及びその他の提案者の合計点

## 11 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 契約金額  
契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。
- (2) 契約内容  
契約内容は、仕様書及び企画提案書等の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。  
なお、各種法令等に則した内容とすること。
- (3) 再委託の禁止  
受託者は、本業務の履行を第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 契約保証金  
不要とする。
- (5) 特記事項  
本業務については、「長期継続契約」とする。本市は、翌年度以降において、当該予算の削減があった場合は、この契約を解除することができる。受注者は、本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、京都市に請求することができない。

## 12 問合せ先及び提出先

〒604-8301

京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

元離宮二条城事務所（担当：遠藤、佐藤）

TEL：075-841-0096

FAX：075-802-6181

メール：[nijojo@city.kyoto.lg.jp](mailto:nijojo@city.kyoto.lg.jp)